

# 福祉センター利用カードの作成・更新をお願いします!!



現在、ご使用の体育館やプール等を個人利用する際に必要な「体育施設 個人利用証」の有効期限は2024年3月31日までです。

新しい「福祉センター利用カード」は2024年2月1日から交付しています。プールが始まる5月以降は混み合うことがございますので、お早目の手続きをお願いします。

なお、新しい「福祉センター利用カード」は交付日より、ご利用いただけます。

## 手続きに必要なもの

### ○福祉センター利用カード交付申請書

※福祉センター受付、またはホームページからダウンロード

### ○手続きに必要な書類

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳

※各種手帳をお持ちでない方は以下の書類で確認いたします

・障害福祉サービス受給者証 ・障害年金受給証明書又は通知書 ・自立支援医療受給者証

・特別児童扶養手当証書 ・特別支援学校の学生手帳又は在籍証明

・医師の診断書(ただし、高次脳機能障害、発達障害、障害者総合支援法の対象疾患(難病等)に限る)

・特定医療費(指定難病)受給者証

## 手続きのながれ

1. 福祉センター受付にて、必要書類を提示
2. 「福祉センター利用カード交付申請書」に必要事項を記載  
※必須:緊急連絡先は、ご本人、同行者に事故等が発生した場合の連絡先ですので、ご本人、同行者以外の携帯電話番号等を記載
3. 体育施設利用時の留意事項や「福祉センター利用カード」の活用についてを確認(職員より説明)
4. 「福祉センター利用カード」を受領  
※時間を要する場合があります

旧

かがわ総合リハビリテーション福祉センター

### 体育施設 個人利用証

発行番号 第 

1	◆	◆	9
---	---	---	---

 号

氏名 理羽 泉 様

発行日 2020.5.1

有効期限 2024年 3月 31日まで



変更

新

かがわ総合リハビリテーション福祉センター

### 福祉センター利用カード

発行番号 

1	0	◆	◆	5
---	---	---	---	---

氏名 理羽 泉 様

交付日 2024.2.22

有効期限 2029年 3月 31日まで

